

保安規程の届出について

平成21年1月9日
北陸電力株式会社

当社は、本日(1月9日)、「保安規程¹」を経済産業大臣に届け出ましたので、お知らせいたします。

これは、原子力発電所における保守管理を一層充実させる新検査制度²を導入するため昨年改正された「電気事業法施行規則³」が、本年1月1日に施行されたことを受け、同日「保安規程」を原子力と原子力以外に分割・施行し、本日届け出たものです。

<内容>

- 旧「保安規程 [電気事業用電気工作物] 」から原子力に関する事項を抜粋した「保安規程 [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)] 」を新たに制定
- 旧「保安規程 [電気事業用電気工作物] 」から原子力に関する事項を削除した「保安規程 [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)] 」に改正

以 上

1 保安規程：

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために定めた規程であり、事業者が作成・変更し、届出しているもの。

2 新検査制度：

原子力発電所の安全性・信頼性の一層の向上を図るため、電力会社が原子炉(プラント)毎の保全計画を作成し、国がプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査を行う制度。

3 電気事業法施行規則：

電気事業法の施行に必要な詳細事項などを定めた経済産業省令。